

周南市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

周南市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する
条例の一部を改正する条例

周南市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成
24年周南市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政令第336号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第3条中「第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若し
くは改造の工事」を「第3条第10項に規定する水道の布設工事」に改め、同条各号を
削る。

第4条第1項第1号を次のように改める。

（1） 令第5条第1項に規定する資格を有する者

第4条第1項第2号から第5号までを削り、同項第6号中「前各号」を「前号」
に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項を削る。

第5条第1項第1号を次のように改める。

（1） 令第7条第1項に規定する資格を有する者

第5条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前2号」を「前号」に改
め、同号を同項第2号とし、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）に定めるところによる。 (布設工事監督者を配置する工事) 第3条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、<u>法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事</u>とする。 (1) <u>1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事</u> (2) <u>沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事</u> (布設工事監督者の資格) 第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科</u>	(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び水道法施行令（昭和32年政令第336号。<u>以下「令」という。</u>）に定めるところによる。 (布設工事監督者を配置する工事) 第3条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、<u>法第3条第10項に規定する水道の布設工事</u>とする。 (布設工事監督者の資格) 第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>令第5条第1項に規定する資格を有する者</u>

現行	改正案
<u>目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(2) 学校教育法に基づく大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(4) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(6) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</u> <u>2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1</u>	<u>(2) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</u>

現行	改正案
<u>年6か月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> (水道技術管理者の資格) 第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者</u> (2) <u>前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(水道技術管理者の資格) 第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>令第7条第1項に規定する資格を有する者</u>

現行	改正案
<u>(4) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</u> <u>2 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	<u>(2) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</u>